

○農地バンクの機能を活用した特徴的な取組一覧（令和7年度）

令和8年1月30日

都道府県名	取組の内容			実績等	掲載URL	問合せ先
	名称 (取組開始時期)	目的	概要			
北海道	-					
青森県	青森県農地情報サイト (令和6年度～)	新規参入希望者等の確保と農地の円滑な継承	県は、市町村（農業委員会）が把握する貸借・売買が可能な農地情報（位置、面積、地目等）を、青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」で発信するサイトを開設（令和6年度）。 農地情報は地図上で表示され、地目等の条件検索で絞り込みも可能。	登録市町村数：29市町村（12月末現在） 登録農地数：693件（12月上旬現在） サイト訪問者数：3,710人（10月末現在） マッチング成立数：12件（9月末現在）	農なび青森「青森県農地情報サイト」 https://www.nounavi-aomori.jp/nouchi/	青森県 農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ TEL:017-734-9462（直通）
岩手県	農地集約実証事業 (令和4年度～)	農地集約アプリ（マッチングアプリ）の開発をサポート	一般社団法人と学識経験者が開発した農地集約アプリ（マッチングアプリ）を盛岡市や滝沢市等の現場で実証。貸借は農地バンク事業を活用。このアプリを通じて農家の耕作意向情報を収集し、農家の意向が反映された農地の集約・集積案を作成。農地バンクは、この案を基にマッチング。 令和5年度にマッチングした約半数で、農地バンクによる農地交換等を実現。今後は、マッチングした該当農地の利用権の変更を進めていき、効率的な農地利用を目指す。	マッチング ・盛岡市都南地区 令和5年度：56組（120ha） うち28組が農地を交換 令和6年度：14組（225ha） ・滝沢市上・中鶴飼 令和6年度：14組（14ha）		（公社）岩手県農業公社 農地中間管理部 TEL:019-601-8236（直通）
宮城県	宮城県農地中間管理機構担い手集積支援事業 (令和元年度～)	農地バンクによる地域の農地集約活動の支援	①地域タイプ 農地集積・集約化に係る地域での会議費用（会場借上費、資料印刷費等）を農地バンクが支援（補助額：1万円/回）。 ②集約化タイプ 農地バンクから借り受けた農地を交換し、1ha以上の連坦団地化（機構が指定する中山間地域は0.5ha以上）した場合、農地バンクが奨励金を交付（補助額：200円/a（上限：1経営体当たり10万円））。 例：1経営体 5ha（50,000m ² ）×200円=10万円	①地域タイプ：17件、約24万円（～令和6年度） ②集約化タイプ：実績なし（～令和6年度）		（公社）みやぎ農業振興公社 担い手育成部 農地集積班 TEL:022-344-7080
秋田県	秋田県スタンバイ農地事業 (令和4年度～)	農地バンクによる新たな担い手（新規就農者や新規参入者等）の農地確保をサポート	農地バンクは、新規就農者等の就農までの間、農地を中間保有（最大2年間）し、就農のタイミングで優良農地を貸し付け。 本事業の活用に向け、研修機関等に対して情報を共有し、希望者が現れた際には、市町村やJA等の関係機関と連携して農地を確保。	農地バンクの新規就農者等への転貸 令和5年度：1名、50a 令和6年度：1名、49a		（公社）秋田県農業公社 農地集積課 TEL:018-893-6223（直通）
秋田県	遊休農地再生利用事業 (令和3年度～)	農地バンクによる担い手の遊休農地の解消、活用を支援	農地バンクは、担い手による遊休農地の解消に係る費用を支援（補助率：県1/4以内、市町村1/4以内）。 抜根等の再生工事のほか、土壤改良や営農資機材の調達、暗きよ排水施設の設置なども対象。	遊休農地再生面積 令和5年度：2.3ha 令和6年度：1.6ha		秋田県 農林水産部 農山村振興課 TEL:018-860-1853
秋田県	あきた型ほ場整備事業 (平成26年度～)	農地バンク事業とほ場整備事業の一体化的な推進による農地集積	農地バンクや土地改良区、市町村、県（基盤整備部局、園芸部局などの関係部局）等が、ほ場整備事業の採択に向けた計画段階から連携して対象地区に伴奏支援を実施するなど、農地集積を一体化的に推進。	ほ場整備地区に占める農地バンクの活用率：4割（令和2～6年度）	美の国あきたネット「あきた型ほ場整備とは？」 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/46283	秋田県 農林水産部 農地整備課 TEL:018-860-1824
山形県	山形県農地集積・集約化プロジェクト会議（令和3年度～令和6年度） 山形県地域計画実現促進会議 (令和7年度～)	農地バンクなどの関係機関の連携による樹園地の継承	令和3年度に設置した山形県農地集積・集約化プロジェクト会議（構成員：市町村農業委員会代表、JA中央会、やまと農業支援センター（農地中間管理機構）、農業会議、土地改良事業団体連合会、県）における活動の一環として、令和4年、樹園地継承課題解決チームを設置。令和7年度以降、活動内容を引き継ぐ形で山形県地域計画実現促進会議に移行。 山形県のHPに『山形県樹園地継承データベース』を整備し、貸し出し希望の農地の情報（所在・面積）を公開し、新たな担い手とマッチング（令和7年11月～）。農地バンクを活用して転貸。	マッチング数：1件 うち貸借成立件数：1件（令和7年度10月末現在）	山形県樹園地継承データベース https://ab046343.viewer.kintoneapp.com/public/9d9c530fcc8c24867e9c111f4aea8f3d5bef070e61036d67732bae3611d73185	山形県 農林水産部 農村整備課 TEL:023-630-3134
福島県	新たな農業担い手育成支援事業（集落営農支援事業） (令和4年度～)	農地バンクによる地域まるっと中間管理方式の取組をサポート	農地バンクが、以下の事業を実施。 ①地域まるっと中間管理方式導入支援事業 地域の農地をまるごと管理するような、新たな集落営農法人の設立を目指す組織に対し、集落の話合いなどの活動支援金を交付（上限：5万円/件）。 ②集落営農法人化支援事業 ①の組織を対象に、定款認証や法人登記費用などの法人化等に必要な費用を交付（上限：50万円/件）。	設立数：9法人 農地バンクの転貸面積：439ha（8法人）（令和7年度12月末現在）	福島県農業振興公社「公社独自事業」 https://fnk.or.jp/original/	（公財）福島県農業振興公社 集積推進課 TEL:024-521-9846（直通）
福島県	機構集積促進利用条件整備支援事業 (令和6年度～)	農地バンクによる条件不利地での農地集積をサポート	農地バンクが、市町村や土地改良区、農業法人が実施する、中山間地域などの条件不利地における簡易な利用条件整備（区画拡大、暗きよ排水、畠作転換など）に必要な費用を支援（補助率：定額、上限：200万円/地区）。 対象農地は、農地バンクから担い手に転貸。	令和6年度：1地区、1.2ha（うち事業実施に伴う新規貸付1.0ha） 令和7年度：1地区、1.8ha（うち事業実施に伴う新規貸付1.1ha）	福島県農業振興公社「公社独自事業」 https://fnk.or.jp/original/	（公財）福島県農業振興公社 被災地域対策室 TEL:024-521-9831（直通）

都道府県名	取組の内容			実績等	掲載URL	問合せ先
	名称 (取組開始時期)	目的	概要			
茨城県	リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業 (令和3年度～)	農地バンクによる畠地におけるリーディングプレーヤー（販売額1億円超）の育成・確保	<p>農地バンクは、畠地での経営規模の拡大による所得向上を目指す経営体への農地集積に意欲的な地域を「重点支援地区」に設定。</p> <p>重点支援地区では、農地バンクに農地を貸し付けた地権者に対して協力金を交付（補助率：定額、上限：15,000円/10a）するほか、農地耕作条件改善事業の補助率を上乗せ（中山間地域3/10、中山間地域以外2/10）。</p>	<p>重点支援地区（～令和7年度） 地区数：9地区 農地バンクによる転貸面積：71ha リーディングプレイヤーの創出：5経営体</p>		茨城県 農林水産部 農業経営課 TEL:029-301-3833（直通）
栃木県	土地改良事業との連携による集積・集約化の推進 (平成27年度～)	農地バンクなどの関係機関の連携による土地改良事業の実施による農地集積・集約化	<p>農地バンクは、効率的な土地利用を望む地域などを対象に、地域や市町等と一緒に機関連農地整備事業の実施による担い手への農地集積・集約化を推進。</p> <p>県や市町、農業委員会、市町農業公社、土改連と基盤整備事業や各種補助事業、農地バンク事業のスケジュールを調整することで連携し、併せて集積・集約化などの情報を共有。</p>	<p>機関連農地整備事業（～令和7年度） 採択地区数：4地区 受益面積：約140ha</p>		(公財) 栃木県農業振興公社 TEL:028-649-0818（直通）
群馬県	ぐんま農業法人等誘致促進モデル事業 (令和7年度～)	デジタルパンフレットを活用した農業法人等の誘致による新たな担い手の確保	<p>群馬県から委託を受けた民間企業が、顧客ネットワークに含まれる全国の農業法人等に対してWEBアンケートを用いて参入意向を調査。</p> <p>デジタルパンフレット（衛生データと農地台帳を基に作成）として誘致可能な候補地の農地情報を『見える化』。</p> <p>参入希望法人等の意向を踏まえ、市町村を通じて候補地の中からマッチング。成立了場合には、農地バンクから転貸。</p>	<p>デジタルパンフレットを活用した農地バンクの転貸面積 令和8年度以降：8ha（予定）</p>		群馬県 農政部 農業構造政策課 TEL:027-226-3019
埼玉県	JA出資型農業法人 遊休農地再生・活用奨励事業 (令和3年度～)	農地バンクが農業法人による遊休農地の再生・活用を支援し、農業生産を拡大	<p>農地バンクが、遊休農地の所有者が農地バンク事業の利用意向を把握した場合に、JA全農さいたまが、JA出資型農業法人による簡易な整備（草刈り等）に必要な費用をJA共済連埼玉の地域・農業活性化積立金を活用して支援（補助率：定額、上限：10万円/10a）。</p> <p>整備後は、農地バンクを通じて担い手に転貸（使用貸借・6年以上）。</p>	<p>事業実施面積 令和5年度：10ha 令和6年度：4.3ha 令和7年度：9.4ha（見込み）</p>		全国農業協同組合連合会 埼玉県本部 TEL:048-829-3211
千葉県	企業参入推進（農業参入促進農地整備モデル事業（県単事業））での連携 (令和7年度～)	農業参入企業が県の事業と農地バンクの仕組みを活用することで、農業生産を拡大	<p>千葉県は、企業の農業参入を促すため、参入可能な農地情報（所在市町村、規模、市町村や地域の意向等）を集約。農地バンクは、県の推進活動に連携する形で企業の農業参入の推進体制を構築し、集約した農地情報を共有。農業参入フェア等で企業等に公開。</p> <p>県は、参入企業が行う農地整備に必要な費用を支援（補助率：1/4以内、上限：5,000千円/件）。</p>	<p>情報の公開 令和7年度：1回（農業参入フェア）</p>		千葉県 農地・農村振興課 TEL:043-223-2848
東京都	農地長期貸借促進奨励事業 (令和6年度～)	農地バンク事業による農地貸借の長期化を奨励し、農業を安心して営むことができるよう支援	<p>農地バンクは、農地所有者が、新規就農希望者や経営規模の拡大を希望する農業者に農地を貸し付ける目的で農地を中間保有した場合（10年以上）に、農地所有者に対して奨励金を交付（交付単価：農振農用地：40万円/10a、農振農用地以外：20万円/10a）。</p>	<p>事業実施面積（市街化区域外） 令和6年度：約15ha</p>	<p>一般社団法人東京都農業会議「農地長期貸借促進奨励事業」 https://www.tokaiji.com/pages/212/</p>	(一社) 東京都農業会議 業務部 TEL:03-3370-7146（代表）
神奈川県	飼料畑貸借等推進事業 (令和5～8年度)	農地バンクが農地の集積・集約を支援し、飼料作物の増産や効率的な生産を実現	<p>農地バンクが農地を借り受け、転貸することで畜産農家等が飼料作物を生産できるよう、貸し出し希望農地の情報を集約。転貸先の畜産農家等による、飼料作物の生産に必要な荒廃農地の整備（復旧）に必要な費用を支援（補助上限：15万円/10a）。</p>	<p>事業対象面積 令和6年度：30筆、2.4ha（4市町）</p>		神奈川県 環境農政局 農水産部 農地課 TEL:045-210-4475
山梨県	果樹苗木・担い手貸付に関する事業 (3年苗木事業) (平成27年度～)	農地バンクが果樹栽培における経営リスクを軽減し、新規就農者の確保	<p>農地バンクは、市町村や県、JA等と各種計画策定や協議の場等で連携し、新規就農希望者向けの場を借り入れ、雑木の除去や果樹棚の修繕などの簡単な整備を行い、新規就農者に貸し付けるまで中間管理（3年程度）。</p> <p>農地バンクは、借り入れた農地に果樹の苗木を植え付け、新規就農者の就農後の未収による経営リスクを軽減。</p>	<p>農地バンクの新規就農者への転貸 12名（～令和6年度） 転貸のための農地の中間保有面積 令和6年度：4,834m² 令和7年度：4,834m²</p>	<p>山梨県農業振興公社「農地中間管理事業を活用した優良事例」 http://www.y-nk.jp/jirei/case004/</p>	(公財) 山梨県農業振興公社 農地集積課 TEL:055-232-2760（直通）
長野県	地域計画の策定と実行に基づく農地中間管理事業の活用促進に向けた関係機関の連携に係る活動方針（6者合意） (平成29年度～)	農地バンクなどの関係機関が連携し、農地バンク事業の活用による担い手の農地の集積・集約を加速化	<p>県、JA中央会、農業会議、農地バンク、土改連、県農業担い手育成基金が、農地バンク事業の活用に向けた活動方針を策定（6者合意）。会議を年2回開催。</p> <p>活動方針に基づき、県段階、広域段階（10）、市町村段階で、地域計画のプラッシュアップに向けた打合せや協議の場への参加を通じて、農地バンク事業の活用促進のための啓発、手続の説明等による農地バンク事業を通じた農地の効率的な利用を推進。</p>	<p>6者による会議の開催（毎年度） 回数：毎年2回（4月、10月） 内容：各機関の取組状況、地域計画の分析等 ※地域計画の協議の場への参加等（通年）</p>		(公財) 長野県農業開発公社 中間管理部 TEL:026-217-7167
静岡県	荒廃農地再生・集積促進事業 (令和元年度～)	県及び市町が農地バンク事業を活用した担い手による荒廃農地の再生に係る負担を軽減し、経営発展を支援	<p>農地バンクが転貸した農地について、担い手が荒廃農地を再生する費用等について県と市町が支援（補助率（例）：県1/2以内、市町1/2以内）。</p> <p>支援対象は、総事業費が200万円未満であること、事業実施後5年以上は耕作すること等。</p>	<p>事業実施面積 令和6年度：29件、0.76ha、15市町 令和7年度：41件、11.27ha、15市町（予定）</p>	<p>静岡県「荒廃農地再生・集積促進事業」 https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/027/170/kouhainouchi_r7.pdf</p>	静岡県 経済産業部 農業局 農業ビジネス課 TEL:054-221-3298

都道府県名	取組の内容			実績等	掲載URL	問合せ先
	名称 (取組開始時期)	目的	概要			
新潟県	経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連型） (平成30年度～)	農地バンク事業と農地の大区画化等による農地の集積・集約化を推進 農地バンク事業を活用し、農地の集積・集約するため、は場整備の調査地区的要望の受けの際、一般型から地元の負担が発生しない機構関連型を優先選定。	農地バンクは、市町村、農業委員会、土地改良区、土地改良事業団体連合会などの関係機関と連携し、は場整備の実施に向けた地元説明会に合同で参加して農地バンク事業のメリット等を説明。機構関連型の要件達成が確実と判断される場合には、関係機関で調整し、一般型からの移行をサポート。	事業実施（予定）面積（農地中間管理機構関連型） 令和6年度：651.9ha 令和7年度：253.2ha		<農地中間管理事業> 新潟県 農林水産部 地域農政推進課 TEL:025-280-5292（直通） <経営体育成基盤整備事業> 新潟県 農地部 農地計画課 TEL:025-280-5575（直通）
富山県	中山間地域等条件不利農地集積加速化支援事業 (令和元年度～)	農地バンクを通じて条件不利農地を借り入れる扱い手の作業効率の改善を実施することで規模拡大等を支援	農地バンクを通じて新たに借り入れた条件不利農地の作業効率を改善させるため、扱い手が行う畦カバーシートの導入等に必要な費用を県が支援（補助率：1/2以内、上限：200千円）。	事業実施面積 令和6年度：1.7ha 令和7年度：3.0ha（予定）		富山県 農林水産部 農業経営課 TEL:076-444-3266（直通）
石川県	いしかわ農業参入支援ファンド事業 (平成26年度～)	農地バンクが農業参入法人等に対して農地と資金を貸し付け、参入後の安定経営を支援	農地バンクは、県が指定する中山間地域及びGIAHS（世界農業遺産）の認定地域（9市町）において、一定規模以上で農業に参入する企業等に転貸するとともに、経営資金を5年程度で無利子貸付け（米での新規参入の場合：参入面積15ha以上、貸付単価50万円/ha）。	資金総額：200億円（県77億円、地元金融機関123億円）	石川県「石川県の里山で農業に挑戦する企業を応援します～企業の農業参入に対する支援～」 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/jinsei/kigyousannyu.html	石川県 農林水産部 農業経営戦略課農地政策グループ TEL:076-225-1633（直通）
福井県	丘陵地農業支援センター (平成26年度～)	農地バンク業務を担うセンターが新規就農希望者等に農地をあっせんし、円滑な就農をサポート	農地バンクは、坂井北部丘陵地の園芸農家の支援を目的に設立された丘陵地農業支援センターに、農地バンクの活用に向けた出し手・受け手の調整等の窓口等業務を委託。 当該センターは、農地バンク事業を推進するため、年2回、遊休農地の調査及び離農・規模縮小等の意向を把握し、地域内外の新規就農希望者に農地をあっせんするなど、円滑な就農をサポート。	農地バンクによる転貸 令和4年度：1名、3.2ha 令和5年度：1名、0.4ha	丘陵地農業支援センター http://nogyoshien.jp/index.html	坂井北部丘陵地農業推進協議会 TEL:0776-78-6364（代表）
岐阜県	ぎふアグリチャレンジ支援センター (平成29年度～)	農地バンクにワンストップ窓口を設置し、新規就農希望者等の農業参入を支援	農地バンクは、就農相談から研修、営農定着までワンストップで対応する「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を設置。 扱い手支援部門と農地バンク部門が一体となり、新規就農希望者等への農地情報の提供に加え、移住先の確保や資金調達の相談などの支援策の提供を行うなど、新規就農希望者の円滑な農業参入をサポート。 新規就農者への転貸に併せ、抜根や除草などの遊休農地の解消も実施。	農地バンクの新規就農者への転貸 令和6年度：24経営体、19ha 令和7年度：20経営体、20ha（予定） 遊休農地解消面積 令和6年度：5.2ha 令和7年度：3.0ha（予定）	（一社）岐阜県農畜産公社 https://www.gifu-notiku.com/index.php	（一社）岐阜県農畜産公社 ぎふアグリチャレンジ支援センター 農地部 TEL:058-215-6434
愛知県	新規就農対策会議 (令和4年度～) ※令和7年度に新規就農対策推進会議として再編	農地バンクが農起業支援ステーションに農地情報等を提供し、新規就農希望者とマッチング	県の扱い手部門・農地部門・農業大学校（農起業支援ステーション）、農業革新支援専門員の役割分担の下、新規就農者の確保・育成のため、農地バンク、農業会議、JAあいち中央会、JAあいち経済連と新規就農対策推進会議を開催。 農地バンクは、新規就農希望者への農地情報を提供するため、就農相談窓口である農起業支援ステーションと定期的に意見交換を開催して連携を強化。マッチングが成立した場合は、農地バンクから転貸。	会議開催 令和6年度：3回 令和7年度：5回（予定）		愛知県 農業水産局 農政部 農業振興課 利用集積グループ TEL:052-954-6404
三重県	みえ農業ビジネスプランコンテスト (令和5年度～)	農地バンクがコンテストでビジネスプランを公募し、優先的に農地を提供等することで農業の持続的発展を図る	農地バンクがコンテスト形式でビジネスプランを公募。優秀提案者に対し、農地を優先的に転貸するほか、技術面や経営・資金面での相談等を一体的に実施。 ①農地準備タイプ：農地バンクが提供可能な農地をストックし、その農地でのビジネスプランを募集、転貸 ②農地探索タイプ：農地をストックせず、ビジネスプランを募集し、プランの実現に応じて農地を探索、転貸	①農地準備タイプ 令和5年度：ストック5.2ha 令和6年度：ストック8.9ha 令和7年度：ストック8.3ha、転貸1.4ha（2経営体） ②農地探索タイプ 令和5～7年度：転貸13.2ha（4経営体）	三重県農林水産支援センター「みえ農業ビジネスプランコンテスト2025を開催！」 https://nouchi-mie.jp/bizpla.html#jyunbi_nouchi	
三重県	企業参入セミナー (平成27年度～)	農地バンクが企業参入セミナーを通じて企業の農業参入を促進	農地バンクが農業参入を目指す農外企業や企業との連携を見据える農業者を対象に、そのメリット等の情報提供を行う企業参入セミナーを毎年開催。 セミナーでは、農業参入に必要な事項（メリット・デメリット、先行事例等）の説明を中心に、既参入企業によるパネルディスカッション等や、農地のあっせん等の個別相談会も実施。	セミナーの開催 令和6年度：参加者数78名、参加者への農地転貸1法人、0.5ha		（公財）三重県農林水産支援センター 農地中間管理課 TEL:0598-48-1228

都道府県名	取組の内容			実績等	掲載URL	問合せ先
	名称 (取組開始時期)	目的	概要			
滋賀県	所有者不明農地対策および遊休農地解消対策事業 (令和7年度～)	農地バンクが所有者不明農地等を借り入れ、利用を希望する農業者に円滑に転貸	農地バンクは、所有者不明農地対策や遊休農地解消対策の活用を図るため運用を随時見直し。農業委員会と連携し、借受希望者の相談段階で地権者等の意向把握や同意を取得し、円滑な手続きを実現。 所有者不明農地対策では、正式な手続きの前に関係書類を調整し、手続きを2～4か月程度短縮。 遊休農地解消対策では、農地貸借と解消作業のスケジュールを関係者で調整し、手続きを短縮することで受け手の円滑な耕作開始を支援。	所有者不明農地の借入・転貸 令和7年度：18件、5ha 遊休農地の解消 令和7年度：7件、3ha（予定） (うち所有者不明 2件、0.5ha)	滋賀県農林漁業担い手育成基金「農地中間管理機構」 https://shiganou.work/?page_id=210	(公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金 TEL:077-523-4123（直通）
京都府	担い手養成実践農場 (平成26年度～)	府が市町村や農地バンク等の関係機関と連携して新規就農希望者のために研修の場を整備し、技術習得から就農後の定着までを一貫して支援	農地バンクは、新規就農希望者による就農農地の確保を支援するため、まずは研修用地として借り入れ（2年以内の研修）。研修修了後に新規就農希望者に当該農地を転貸。 研修は、府が市町村や農地バンク等と連携し、将来の地域農業を牽引する中核的な担い手を育成するため、①技術の習得支援、②機会・設備の確保支援、③地域への定着支援等を一貫して実施。	農地バンクの新規就農者への転貸 令和5年度：3経営体、0.5ha 令和6年度：実績なし 令和7年度：4経営体、1.1ha 研修用地として中間保有する面積 令和7年度：1.7ha	京都府「担い手要請実践農場のあらまし」 https://www.pref.kyoto.jp/ninate/1120027.html	京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課 TEL:075-414-4902（課代表）
大阪府	-					
兵庫県	農地有効活用総合対策事業 (平成26年度～)	農地バンクが遊休農地等に対し農地集積・集約化等を一体的に実施し、地域農業の持続的発展等を図る	農地バンクは、地域計画の話し合いを基に、農地の有効利用に努めるとともに、農地バンク事業を活用して遊休農地等を借り受ける担い手に対して、石礫除去等に必要な費用を支援（補助率：定額、上限：4万円/10a等）。	事業実施実績 令和5年度：28ha 令和6年度：38ha		兵庫県 農林水産部 農業経営課 TEL:078-362-4035（直通）
奈良県	企業の農業参入支援事業 (令和7年度～)	農地バンクが企業の農業参入を支援し、地域の新たな担い手を確保	農地バンクは、県とともに企業参入支援チーム（担当9名=県8+農地バンク1）を設置し、支援活動に係る体制を整備。チームの役割として、県は、企業からの参入相談を受け、訪問して詳細な意向を把握するとともに農業参入フェアに参加し、参入意向を幅広く収集。農地バンクは、関係機関に参入可能候補地を聞き取り、現地調査を実施（令和7年度）。 整理した情報を基に農地情報シートを作成し、企業とマッチングを行うとともに、農地バンク事業を活用して転貸（令和8年度～）。	農地情報シート作成 令和7年度：20枚（予定）		（公財）なら担い手・農地サポートセンター TEL:0744-21-5020（直通） 奈良県 担い手農地マネジメント課 TEL:0742-27-7615（直通）
和歌山県	和歌山版農地再生活用支援事業 (令和7年度～)	地域計画に基づく、遊休農地の解消による農地バンクを通じた担い手への農地集積・集約化	担い手が農地バンクを通じて貸借又は売買した遊休農地の解消（樹木伐採、草刈り）や設備（石垣、園内道等）の修復・改良に必要な費用を県が支援。 (補助額) ・解消：水田・畠地10万円/10a、樹園地20万円/10a ・修復：1m又は1m ² 当たり2千円～2万円 ・改良：1m ² 当たり8千円	遊休農地解消面積 令和7年度：19件、10.1ha（予定）	和歌山県「和歌山版農地再生活用支援事業」 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070900/d0219783.html	和歌山県 農林水産部 農業生産局 経営支援課 TEL:073-441-2890（直通）
鳥取県	鳥取県機構活用遊休農地再生利用事業 (令和3年度～)	農地バンクが担い手に転貸する遊休農地の改良等を実施し、担い手が農地を集積・集約化	農地バンクは、地域計画に位置付けられた経営体による荒廃農地の利用が見込まれる場合に、雑木や果樹棚等の障害物の除去、深耕・整地、廃棄物処理、土壤改良等を実施。農地バンクの取組に必要な費用を県及び市町村が支援（補助率：定額、上限：200万円/地区）。	遊休農地解消面積 令和3年度：13筆、2.3ha 令和4年度：30筆、6.7ha 令和5年度：27筆、3.2ha 令和6年度：25筆、7.1ha 令和7年度：33筆、5.3ha		鳥取県 農林水産部 農業振興局 経営支援課 TEL:0857-26-7269
島根県	就農希望者の円滑な農地確保の支援	農地バンクが新規就農希望者の研修中に就農予定地を確保し、円滑な新規就農を支援	農地バンクは、益田市、農業委員会、県農業部、JAなどの関係機関と連携し、地域計画の協議の場などにおいて、地域外からの就農希望者の受け入れの意向等を把握。 益田市が実施する「就農支援パッケージ（親方（担い手）による1年程度の栽培技術指導）」に合わせて新規就農希望者の意向等を踏まえ就農予定地を確保し、研修修了後に転貸。	農地バンクの新規就農者への転貸実績 令和6年度：1経営体、0.7ha 令和7年度：3経営体、1.9ha		しまね農業振興公社 農業振興課 TEL:0852-20-2871
岡山県	農地集約化促進簡易整備事業 (令和6年度～)	農地の集約化や地域内外の担い手確保につながる農地の簡易な基盤整備を支援し、地域計画の目標達成に向けた活動を促進	地域計画の策定地域において、地域計画に位置づけられた農業者が、農地バンクを通じて農地の集積、集約化に取り組む場合に、市町村が行う簡易な基盤整備（区域拡大、排水対策、農作業道整備等）に必要な費用を県が支援（補助額：総事業費200万円未満、補助率：事業費の1/2又は10万円/10aのいずれか低い額（農地耕作条件改善事業の助成単価以下））	事業実施面積 令和6年度：1市、4.8ha		岡山県 農林水産部 農村振興課 農地調整班 TEL:086-226-7443
広島県	就農のタイミングで農地を貸し付け (令和7年度～)	農地バンクが研修機関と連携して研修用地と就農予定地を確保し、円滑な新規就農を支援	農地バンクは、新規就農希望者向けの研修事業を実施する研修機関（市町村公社）に対し、研修用地として農地を転貸（研修期間の2年目を対象）。 研修修了後は、農地の転貸先を研修機関から新規就農希望者に変更することで、引き続き農地を利用することが可能。	農地バンクの研修機関への転貸 令和7年度：0.2ha		（一財）広島県森林整備・農業振興財団 TEL:082-541-6192

都道府県名	取組の内容			実績等	掲載URL	問合せ先
	名称 (取組開始時期)	目的	概要			
山口県	機構農地登録機能の向上 (令和6年度～)	農地バンクがホームページで貸付可能な農地の具体的な情報を掲載し、受け手の農地集積・集約化を支援	農地バンクは、貸付可能な農地について、ホームページで所在や面積などの基本情報に加え、位置図や写真、栽培管理条件（電気や水利施設の有無など）、周辺状況などを具体的に掲載。	掲載件数 令和6年度～：5件 うち転貸件数：2件	やまぐち農林振興公社「農地情報」 https://www.y-agreen.or.jp/farm/rental/	(公財)やまぐち農林振興公社 TEL:083-924-0067（直通）
徳島県	耕作放棄地フル活用事業 (令和7年度～)	農地バンクが転貸した耕作放棄地の再生作業を支援し、担い手が農地を集積・集約化	農地バンクは、転貸した耕作放棄地について、借り受けた者が行う障害物除去、深耕、整地などの再生作業に必要な費用を支援（上限14万円、定額）。	遊休農地解消面積 令和7年度：10件、5.3ha（予定）	徳島県「とくしま農山漁村未来投資事業について」 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/nogyo/7240188/	(公財) 徳島県農業開発公社 TEL:088-624-7247 徳島県 農地政策室 TEL:088-621-2426
香川県	農業スタートアップ支援事業 (令和7年度～)	農地バンクが施設園芸に係る研修環境を整備し、就農前後の切れ目ないサポートで新規就農者を確保	農地バンクは、新規就農に係る相談窓口業務を行うとともに、新規就農時の初期投資の負担が大きい施設園芸（イチゴ）に係るトレーニングファーム（ハウス1,200m ² ）を三木町に整備。 県、農業改良普及センター、三木町、農業委員会、JA香川県などの関係機関と連携し、約1年間の研修を実施するとともに、研修修了後、当該施設をリースすることで新規就農者の初期投資の負担軽減を図るとともに、就農後も経営相談等に対応。	研修生 令和7年度：1名		(公財) 香川県農地機構 e-mail:k-nk@kagawa-nk.jp
愛媛県	担い手総合支援事業（機械施設整備事業） (令和3年度～)	農地バンクは、研修から経営発展、経営継承までを一貫して支援し、意欲ある担い手を確保	農地バンクは、地域計画に位置付けられた認定農業者が、農業経営改善計画に基づき経営規模を拡大等する際の農業用機械の購入や施設の整備に必要な費用を支援（補助率：1/3以内）	支援対象経営体 令和5年度：34経営体、農地バンクの転貸17.1ha 令和6年度：36経営体、農地バンクの転貸15.0ha		愛媛県 農林水産部 農政課 農地・担い手対策室 TEL:089-912-2215
高知県	農地中間管理事業 (令和7年度～)	農地バンクの「農地活用センター」が農地中間管理権の設定手続き等をサポート	農地バンクは、未相続農地などの農地中間管理権の円滑な取得のため、未相続農地の筆数が多い地域などを対象に、地域の状況に詳しい農業者等（集落営農組織の構成員や農業委員OBなど）を「農地活用センター」として委嘱。活動に必要な活動費（時間給）や旅費を支給。 農地活用センターは、市町村と連携し、戸別訪問や必要な関係書類の作成などをサポート。	農地活用センターの委嘱 令和7年度：22名		(公財) 高知県農業公社 TEL:088-823-8618（直通）
福岡県	被災農業者向け農地確保支援事業 (令和3～8年度)	農地バンクが関係機関と連携し、豪雨災害の被災農業者用に代替農地を確保した上で条件整備を実施して、被災農業者の経営の安定化を支援	農地バンクは、県の方針に基づき、農地利用調整戦略室（戦略室）を新設。 戦略室は、担い手不足が深刻化している地域において、農業委員会や土地改良区、地域リーダーと協議の上、担い手の農地の集約化を支援。併せて、被災農業者用の冠水被害リスクが小さい代替農地を確保し、被災農業者に転貸。 戦略室は、区画拡大や水路改修等を実施（農地耕作条件改善事業）し、農業者の生産性の向上を支援。	農地バンクの被災農業者への代替農地の転貸 ～令和6年度：8経営体、12.0ha		(公財) 福岡県農業振興推進機構 農地利用調整戦略室 TEL:092-716-8355
佐賀県	園芸団地・整備運営事業 (令和3年度～)	農地バンクが園芸団地を整備し、地域内外からの新規就農者や規模拡大農家に貸し付けて営農を支援	農地バンクは、県の「さが園芸888運動」や協議会（県、町、JA等）の「園芸団地構想」の実現のため、一団の農地を借り受け、新規就農者等に貸し付ける際にハウスを整備（きゅうり用ハウス5棟20,010.8m ² 、いちご用ハウス11棟11,904m ² ）。ハウス整備に係る費用は、国・県・市町の補助金、JAの助成金、農業近代化資金を活用。 農地とハウスを一体的にリースすることで新規就農者等が円滑に営農を開始。ハウスのリース期間はハウスの種別により10年又は14年間で、期間満了時に受け手に譲渡。	園芸団地への入植（～令和8年1月末時点） 入植者数：60名 うち公社のハウスリースでの入植者数：11名 公社ハウスリースのうち農地バンクの借入面積：計3.7ha	佐賀県農業公社 https://saga-agri.or.jp/pages/34/ さが園芸888運動 https://saga888.jp/	(公社) 佐賀県農業公社 総務就農支援部 TEL:0952-20-1590
長崎県	新規就農者等受け手ニーズに対応した優良農地の事前確保	農地バンクが関係機関と連携し、ハウス設置済みの農地を中間保有し、新規就農者の初期投資を軽減	農地バンクは、県農業経営・就農支援センターと連携し、施設園芸での新規就農希望者の営農計画（案）を作成するとともに、ハウス設置（中古ハウスを含む）済みの農地を中間保有し、新規就農時に転貸。	農地バンクの新規就農者への転貸 令和5年度：14経営体、4.0ha 令和6年度：5経営体、0.7ha		(公財) 長崎県農業振興公社 TEL:095-894-3848
熊本県	農地の守り手育成支援事業 (令和7年度～)	農地バンクが地域計画のプラッシュアップのため地域外の受け手情報を提供し、地域計画の話し合いをサポート	農地バンク（農地相談員）は、県が設定した地域計画のプラッシュアップのために話し合いを継続するモデル地区（県下3地区）の協議の場に参加し、農業委員会と連携。 農地相談員は、受け手から徴取する借受申出書から情報を収集。また、他の地域を担当する農地相談員と農地の借受を希望する受け手の情報を定期的に共有。参加した協議の場において地域外の受け手情報を提供し、話し合いをサポート。協議後は農地バンク事業を活用して転貸。	モデル地区の設定 令和7年度：3地区		熊本県 担い手支援課 TEL:096-333-2376

都道府県名	取組の内容			実績等	掲載URL	問合せ先
	名称 (取組開始時期)	目的	概要			
大分県	大分県農地集積コントロール拠点の設置 (令和5年度～)	農地バンクが農地確保の専属チームを設置し、まとまった園芸産地用農地の確保や地域外の担い手との広域的なマッチングを実施	農地バンクは、これまでの地域完結型の農地集積から広域的なマッチングに対応するため、農地確保の専属チーム（農地集積コントロール拠点・職員2名）を設置。専属チームは、県や市町村、農業委員会と連携し、把握した農地情報を基に、迅速な産地拡大効果が期待できるターゲットエリア（まとまった園芸産地用農地等）を選定し、地域外の担い手との広域的なマッチングを実施。	企業へのマッチング 令和5年度：10件 令和6年度：22件		(公社) 大分県農業公社 農地課 TEL:097-535-0400
宮崎県	宮崎県スタンバイ農地事業 (令和元年度～)	農地バンクが農地を中間保有し、将来の地域農業を支える新規就農者等の円滑な営農開始を支援	農地バンクは、新規就農希望者等が希望する就農予定の農用地を関係機関と連携して把握し、あらかじめ中間保有（最長2年間）。就農のタイミングで転貸。 中間管理中の農地の管理は、農地バンクが保全管理を第三者に委託して良好な状態を維持。新規就農者等は、優良農地で円滑に営農を開始。	新規就農者への転貸 令和元年度：1経営体、3.9ha 令和2年度：3経営体、2.5ha 令和4年度：1経営体、0.2ha 令和5年度：1経営体、0.4ha	宮崎県農業振興公社「農地中間管理事業」 https://www.mnk.or.jp/tukan/	(公社) 宮崎県農業振興公社 農地一課 TEL:0985-78-0210
鹿児島県	農地中間管理事業推進プロジェクト会議 (平成27年度～)	農地バンクがプロジェクト会議において、市町村が設定した重点推進地区への関連施策を重点的に実施	農地バンクは、県が開催する農地中間管理事業推進プロジェクト会議（県、農地バンク、農業会議、土改連、JA中央会）における取組として、市町村が設定した重点推進地区における農地集積・集約化に関する施策を重点的に実施。 農地バンクの農地相談員等が市町村等を訪問し、現場活動を通して把握した地域内外の受け手の意向等を提供するなど地域計画の実現に向け農地の利用調整を実施。	重点推進地区の設定 令和6年度：71地区（41市町村） 令和7年度：61地区（41市町村）		(公財) 鹿児島県地域振興公社 農地部農地課 TEL:099-223-0223（直通）
鹿児島県	所有者不明農地対策 (平成30年度～)	農地バンクが関係機関と連携し、所有者不明農地制度等の活用に向け農業委員会を支援	農地バンクは、県や農業会議と定期的に会議を開催するなどして連携し、農業委員会が行う所有者不明農地制度等の円滑な活用に向け、各種研修会に参加し、活用事例を情報提供。実際の制度活用に当たっては、手続き等を助言。	農地バンクによる所有者不明農地及び共有者不明農用地の貸付 令和6年度：8筆、0.8ha 令和7年度：4筆、0.5ha（予定）		(公財) 鹿児島県地域振興公社 農地部農地課 TEL:099-223-0223（直通）
沖縄県	農地活用集積促進事業 (令和7年度～)	農地バンクが受け手による農地再生費用を支援し、遊休農地を有効活用	農地バンクは、農地バンクから遊休農地の転貸を受けた者による草刈り、除草、抜根、耕起及び整地作業などの農地再生に必要な費用を支援（補助率：1/2以内、上限：8,500円/a以内）。	遊休農地解消 令和7年度：17筆、3ha		沖縄県 農林水産部 農政経済課 TEL:098-866-2257